福 祉 医 療 費 助 成 制 度 0 お 知 ら せ

助成 医療費助成(町制度) びっ子医療費助成(町制度)の自己負担 2000円、通院1000円) 額を公費で助成する制度です。 に要する経費のうち医療保険の自己負担 なお、 福祉医療費助成制度は、 (県制度)の一部負担金(入院 米軍再編交付金を活用し、 乳幼児・ひとり親家庭医療費 の自己負担額は、 対象者の およびち 中学生 医療

●対象となる人 |乳幼児医療費助成制度

得割額13万6700円以下の世帯 税額控除、 調整控除)前の市町村民税所 (父母

の合算額

て所得要件を判定します。

手続きをしてください。

対象になると思われる方は、

なお、

■ちびっ子医療費助成制度 対象となる人 (町制度)

②所得要件 ①年齢要件 未就学児は、 なし 0歳~小学校6年生まで 県制度非該当の者のみ)

一ひとり親家庭医療費助成制度 (県制度

●対象となる人

18歳に達する日以降の最初の3月31

地方創生関連事業の一つとして県内医療 機関での窓口負担をなくしています。

(県制度

②所得要件 ①年齢要件 0歳~小学校就学前まで 税額控除(配当控除、 外国

8月1日~平成28年7月31 ■受給者証有効期間

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算し

印鑑、受給対象者の健 ■手続きに必要なもの みでない方は今月中に手続きをしてくだ

書類を送っていますので、

■問い合わせ 福祉課 **健康保険**

証

(77) 5505

帯と見なします。 帯が別でも実態が同居の場合は、 ②所得要件 最初の3月31日までの間にある児童 親家庭の母または父および当該児童 日までの間にある児童を養育するひとり (同居の父母等の課税額も対象で、 父母のいない18歳に達する日以 市町村民税所得割非課 同 税世 降の 世 世

て所得要件を判定します。 ※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算し |中学生医療費助成制度 (町制度

●対象となる人

生まで ①年齢要件 中学校1年生~中学校3年

②所得要件

課または最寄りの支所・出張所で申請 すでに受給している方には更新 手続きのお済 役場福祉 後期高齢者医療制度の歯科健康診査

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態及び口腔清掃状態などをチェックし、口 腔機能の低下防止を図ることを目的に、平成27年度から歯科健康診査を実施します。

対象となられる方は、この機会に歯科健康診査を受診し、ご自身の"お口の健康"についてご確 認されてみてはいかがでしょうか。

口腔状態の確認(虫歯や歯周病の有無等)、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこ ■健診項目 む力の確認など

■対象者

前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得された方 前年度において障害認定により新たに被保険者資格を取得された方

- ■期間 7月1日(水)~12月31日(木)
- ■実施場所 実施歯科医療機関については、6月末までに封書でお届けしています歯科健康診査 受診券に同封いたします。
- ■持参品 ①歯科健康診査受診券、②同封の質問票、③後期高齢者医療被保険者証
- ■自己負担額 300円
- 山口県後期高齢者医療広域連合業務課 ■問い合わせ **2**083 (921) 7113